

各 位

2025 年 5 月 26 日
株式会社トーコー

懲戒処分（懲戒解雇）に関するお知らせ
(再発防止のための周知)

当社は、業務上の秩序を保持するため、就業規則の規則、制限事項に抵触する社員に対して、その軽重に応じた懲戒を行っております。

このたび、社員の一人において、就業規則第 48 条に該当する重大な行為が確認され、当該行為は会社秩序に著しい影響を与えるものであったことから、「懲戒解雇」処分を決定いたしました。

【事案の概要】

- ・取引先の複数の物品を許可なく持出す等の服務規律違反があり、その行為が悪質であった
- ・刑法、その他刑罰法規に違反する行為を行い、その犯罪事実が明白であった
- ・本人に反省が認められなかった

(※詳細は記載を控えます)

当社は引き続き、社員が安心して働ける職場環境の維持と、法令および就業規則の遵守を徹底して参ります。

社員の皆様におかれましても、今一度、就業規則を確認のうえ、誠実な行動をお願いいたします。

以 上